

☆二・一一 思想と信教の自由を守る！

「二月一日」という日に憶える問題

◆二月一日は「建国記念の日」として祝日である、と政令で定められています。しかし何をもって「建国」とするのか。なぜこの日を、その記念の日とするのか。十分な議論がなされているとは思えません。むしろこの二月一日は、敗戦後に廃止された神武天皇が即位した日を建国の日として祭日と定めた「紀元節」と同じ日であり、この日を「建国記念の日」としていることに強い危機を憶えます。いやがおうにも「建国記念の日」の祝日―「二月一日」―「紀元節（神武天皇即位日）」の祝いという連想が強められてしまうでしょう。

日本国憲法に規定された、私たちの自由の行使

◆右の事は日本国憲法に規定された私たちの思想と信教の自由の保障に照らして、問題視されるべきことです。私たちが神武天皇の即位日を祝うか祝わないかは、私たちの自由です。その祝いを、国が私たちに強制することは、憲法によって許されません。

◆だからこそ私たちは、この二月一日に思想と信教の自由を求めて、学ぶべきを学び、挙げるべき声を挙げたい。その戦いを果たしたいと願います。この姿勢は、憲法に則った、私たちの自由を正しく行使する姿勢です。

「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」

◆憲法は、私たちの思想と信教の自由といった、「基本的人権」について、第九七条でこう言います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。憲法は言います。私たちの自由は、過去から現在まで、絶え間なく繰り返された人類の努力の結果である、と。世界にはいつでも、私たちの自由を奪おうとする悪しき力がある。黙っていれば、すぐに自由は奪われる。だから私たちは、将来の自由獲得のためにいつも学び続ける。戦い続ける。その姿勢があつて、はじめて私たちの「今」の自由はある。このことを忘れないで欲しい。自由のために戦い続けて欲しい。これが、憲法自身が私たちに求める願いです。

◆二月一日、危機さえ憶えるこの日にこそ、思想と信教の自由を守る！その学びと戦いを共にしましょう。「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」を共に受け継ぎ、将来につなげて行きましょう。

二〇一八年二月十一日（日）護憲平和行進（通算六二二回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇―一―五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

↓二月は左記集会があるため、三十分早めて十二時三十分集合となります。

☆2・11 思想と信教の自由を守る集会・講演会のおしらせ
日時・場所 二月十一日（日）午後2時より、地域情報センター（中区）
講演演題 天皇制に向き合う視点は何か―終戦の議論を参考にして
講師 笹川紀勝氏（憲法学者、国際基督教大学名誉教授）

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。他の戦力は、これを保持しない。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。